

平成 23 年度第 6 回茨木市立保育所民営化外部検討委員会  
平成 23 年度第 9 回茨木市立保育所民営化庁内検討委員会  
議事要旨

1 日 時 平成 23 年 12 月 26 日 ( 月 ) 午前 10 時 00 分 ~ 11 時 50 分

2 場 所 茨木市役所 南館 3 階 防災会議室

3 出席委員

(1) 外部検討委員会 ( 五十音順 )

小田委員、坂本委員、松岡委員、三角委員

(2) 市

津田副市長、河井こども育成部長、小西教育委員会管理部長、久保人事課長、  
上田政策企画課長、秋元財政課長、染川こども政策課長、佐藤子育て支援課長、  
森岡保育課長、小西学童保育課長、乾教育政策課長

4 傍聴者 4 名

5 案 件

(1) 茨木市立保育所民営化事業評価を踏まえた留意事項等について

(2) その他

6 発言要旨

委員長： それでは、定刻前ではございますが、皆さまお揃いでございますので  
ただ今より、保育所の民営化に関しまして、庁内検討委員会との合同で、  
第 6 回保育所民営化外部検討委員会を開催したいと思います。

本日は、お忙しい中、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。  
この会議は公開が原則となっておりますので、既に、傍聴を希望の  
方入室いただいておりますので、ご報告をさせていただきます。

それから、本日の予定終了時刻は正午を念頭に置いておりますので、  
ご協力の程、よろしく願いいたします。

まず、前回の会議とのつながりを考えますと、移管先法人の募集の範  
囲について議論がございまして、各委員の意見やご提案を踏まえて、事  
務局の方で整理をしていただくことになっておりました。

その点についての整理結果を事務局の方からご報告願います。

事務局： おはようございます。まず、配布資料の確認をさせていただきたいと思いをします。

全部で資料は、5点ございまして、一点目は、資料1といたしまして、各委員の皆さまからいただいたご意見をまとめたものでございます。

2点目は、資料2といたしまして、民営化事業の評価結果をはじめ、前回の委員会における「今後の市立保育所の機能と役割についての考え方」及び留意事項等の検討結果に基づきまして、作成しました「茨木市立保育所民営化基本方針（案）」でございます。

3点目は、資料3といたしまして、「茨木市立保育所民営化基本方針（案）新旧対照表」でございます。

4点目は、資料4といたしまして、「茨木市立保育所民営化基本方針（案）」に沿った、より円滑な民営化への移行に向けた基本的なルール、基準を定め、今後、民営化を実施する際の指針となる「実施要領」の作成を考えておりまして、その要領に記載する項目及び記載例でございます。

5点目は、「民営化事業に関する留意事項等について」でございます。資料といたしましては、以上でございます。

それでは、まず、前回の委員会におきまして、「移管先法人の募集の範囲」につきまして、各委員の皆さまからいただいたご意見等に基づきまして、一定、事務局で整理をさせていただきましたので、その内容をご説明させていただきます。

それでは、「民営化事業に関する留意事項等について」の2頁をご覧ください。

前回の会議におきまして、「保育園を運営する社会福祉法人」につきましては、移管先法人の選考時の採点におきまして、一定、加算をするということで、配慮できることから、児童福祉施設を運営する社会福祉法人」という条件が望ましいとの方向性をご確認いただきました。

また、「府内に本部を置く社会福祉法人」とするよりも、比較的、連携がしやすく、また、迅速かつ適切な対応に努めることが可能となります。「北摂地域に本部を置く社会福祉法人」としてはどうかというご提案がございました。

さらに、今回、事務局からの提案といたしまして、茨木市内に法人本部を設置し、茨木市内において、社会福祉法第2条に定める社会福祉事業を営む社会福祉法人についても、募集の対象としたいと考えております。

その理由といたしましては、これまでの民営化事業におきましても、市

内において、社会福祉事業を実施しておられる社会福祉法人の応募があり、現在も、民営化した保育園を適切に運営されているという実績がございます。

また、市内に法人本部を置く社会福祉法人については、本市が指導・監査することになりまして、法人と連携した保育サービスの提供をはじめ、利用者サービスや保護者対応などについても、迅速かつ適切な対応に努めることが可能であると考えられることから、市内で社会福祉事業を営み、認可もとおられる社会福祉法人については、移管先法人として、応募を可能にしても良いのではないかという提案でございます。

したがいまして、今後の移管条件のあり方、方向性といたしまして、対象と範囲、理由の5、6番を追加しております。アンダーライン部分でございます。

また、後ほど、検討をしていただきます資料1の項番4のご意見を踏まえまして、留意事項の2を修正しております。

これは、保育所を運営されている法人や市内の法人など、選考時の採点への配慮につきまして、他の選考項目を適正かつ公正に判定、審査した上で、最終的に配慮する方法を検討するということを明記したものでございます。

また、その方法については、選考委員会において決定することとしております。

説明は、以上でございます。

委員長： ありがとうございます。前回の議論の内容を整理していただきまして、それを具体的には、留意事項等の文書の中でお伝えをしていただきました。

各委員さんから、ただ今の留意事項の修正について、何か、ご意見はございますでしょうか。

ほぼ、前回の議論を再編した内容になっておりますが。

A委員： 北摂地域の摂津市が抜けているようですが、何か意図はありますか。

事務局： すいません、漏れています。

委員長： 摂津市を追加していただいて、最終的には北摂地域の定義をしていただきますようお願いいたします。

内容についてはいかがでしょうか。北摂地域に本部のある社会福祉法人で、児童福祉法7条の施設を運営しているところというふうに範囲を拡大しております。

ただし、茨木市内に法人本部を置く団体につきましては、従来どおりの扱いということになります。必ずしも児童施設を経営していなくても

社会福祉事業関連の施設であればということで、その点は従来とは変わっておりません。

B委員： 留意事項の部分ですけれども、最終的には、選考委員会で検討される  
ところなのですけれども、この間、少し申し上げた部分なのですが、私  
の考えは、絶対的に加点するという訳ではないということだけ一つ、  
確認させてください。総合的な判断をした中で、茨木市内にある法人さ  
んに対して、一律加点するのじゃなくて、あくまでも全体的な状況を考  
えた中で加点することができるという考えになりますので、そこだけ確  
認させていただきました。

委員長： ありがとうございます。それでは前回の議論を整理していただきま  
した留意事項等の文書については、ご確認をいただいたということによ  
ろしいでしょうか。

各委員： 異議なし。

ありがとうございます。

それでは、早速、本日の会議次第の議事に入りたいと思います。

会議次第では、「公立保育所の機能と役割について」というのが案件  
の1番になっております。

これにつきましては、前回の委員会で資料が示されまして、それに対  
して各委員さんから、ご意見・ご提案があれば、所定の期日までに事務  
局にご提出いただくという流れになっておりました。

今回は、それらの意見も踏まえて、民営化の基本指針の改定案が示さ  
れている訳でございますが、それに先立ちまして、委員さんから提出を  
いただきましたご意見やご提案等について、今日は、資料1としてまと  
められておりますので、各委員さんから、まとめられた資料について、  
補足的なご意見やご説明があれば承った上で、疑問点などの確認をして  
いきたいと存じますが、よろしゅうございますでしょうか。

それでは一応、取りまとめをいただきました事務局の方から資料1に  
ついて、簡単に、ご説明をいただきたいと思っております。

事務局： それでは、資料1に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、資料1の項番1につきましては、前回の会議におきまして配布  
をさせていただきました資料3の3頁、従来の民営化基本方針に基づ  
く、主な取り組みをまとめた資料でございますが、「子育て支援団体の  
ネットワーク化」の概要に、「団体等の強み・弱みを認め合いながら」  
という表現がございます。

この意味の説明をということで、ご意見をいただきました。

この表現につきましては、それぞれの子育て支援団体は、相談機能を

有した団体活動や保護者の交流を図りながら、子育ての不安の解消に向けた取り組みをされておられる団体など、各団体の特徴を活かした取り組みが実施されています。

それぞれの団体のネットワーク化を図りまして、それぞれの特徴を共有することで、人と人のつながりができまして、連携しながら、子育て家庭への支援に努めていることから、このような表現にしております。

次に、項番2でございます。

前回の会議におきまして、配布をさせていただきました資料4の6頁、在宅で子育てをしている比率が、0歳から2歳が高いこと、また、在宅子育て家庭を含めまして、全ての子育て家庭への積極的な支援、具体的にどのような事業をイメージしているのかというご意見でございます。

これにつきましては、今回、民営化基本方針の実施要領を作成したいと考えておりまして、その中で明らかにしてまいりたいと考えております。

また、その実施要領の項目については、資料4として、お示しをしておりますが、今の資料では、具体的な事業の例示はしておりません。

今後、これまでの実績を踏まえまして、実施手法など、あらゆる面から、十分に検討し、具体的な事業を明らかにして、公立保育所の機能と役割についての実効性を確保してまいりたいと考えております。

ただし、この公立保育所の機能と役割につきましては、後ほど、ご説明をさせていただきますが、喫緊の課題でもあります「待機児童の解消」に向けた取り組みを最優先に検討する必要があると考えておりまして、具体的な事業を位置づけたとしても、待機児童の状況を見極めながら、その実施時期につきましても、配慮が必要であると考えております。

次に、項番3でございますが、第4回目の外部検討委員会に提出をいたしました「関連資料」に関するご意見でございます。従来、民営化基本方針における「民営化の対象となる保育所の選定」について、「保育所の選定にあたっての基準が必要ではないか」という、ご意見でございます。

本市といたしましても、保育所を選定するにあたり、基準は必要であると考えておりまして、「民営化する保育所の考え方」や「民営化の年次計画」と合わせて、庁内でも慎重に議論をいたしまして、最終的な段階で、ご説明をさせていただきたいというふうに考えております。

次に、項番4でございますが、これは、先程、募集の範囲のところ、ご説明をさせていただきまして、S委員からも補足のご説明をいただき

ましたので、説明は、割愛させていただきたいと思います。

説明は、以上でございます。

委員長： ありがとうございます。

資料1に4件のご質問・ご意見・ご提案について、その内容と市の回答をまとめていただいております、ご説明いただきました。

後半の1番、2番はご質問でございますが、ただ今のご説明でご納得いただけましたでしょうか。

C委員： 1番ですね、私が出させてもらったのですけれども、子育て支援団体のネットワーク化というところで、ここにもっと具体的な団体名ってあるのですけど、ただ、取組事業の内容の表現方法として、強み・弱みって、もう一つ、ちょっと、何か、事業が強いのか、弱いのかという感じにとってしまいがちなので、何か、事業の内容の良いところ、この団体は、ここが強いとか、それこそ特徴、その良さってあると思うので、その辺りで、「認め合いながら」がいいかなと、自分なりに、言葉の意味をどういうふうなスタンスかという意味で質問させていただきました。意味は分かりました。

委員長： 2番についてはよろしいでしょうか。

C委員： 2番につきましては、本当に、これからの重要な大事な公立保育所のところかなと思っております。

今後の市立保育所の機能と役割についての考え方の6頁を見ていただきたいのですけれども、ここで、就学前児童の状況というところで、3行目です。

0～2歳においては、在宅で子育てをしている比率が高くなっているという辺りのところで、この一覧表を見させていただきましたら、0歳児が、幼稚園・保育所に行っていないのが88.1%、1歳児が75.4%、2歳児が73.2%というところで、在宅で子育てする人が、すごく多いと思うのですよ。今、児童虐待、色々な形で子育て支援が求められている時に、本当に、子育て力が低下しているとか、社会の色々な子育て環境が、人と人のつながりが希薄化しているとか、地域のネットワークも、ものすごく絆が薄くなっているとか、社会背景があるという思いがある中で、0～2歳の年齢はとても大切なのです。今までにも1歳児の配置基準は5対1にという論議もありました。この2歳、3歳というあたりのところの自立自我、それから言い聞かせ、例えば、生活面の排泄とか、それから言葉とか、環境とか、本当に、親子で向き合った、子育ての関わりの子育て力が4歳、5歳ではなかなか改善するには、ものすごく大変、幼稚園・保育所、それから小学校に行ったときに、その子どもたち

が、今、家庭環境で出されているその姿が、0～2歳のあたりと連動しているというのは、それは自分も仕事していて分かるのです。

長年の保育経験等により、1歳～2歳の頃に気になる姿が、そのまま4歳、5歳、小学校あたりまで影響を与えている現状があると感じています。お家でお母さん、近所のつながりがないから、一人で子育てしている、色々な形の親たちが、そのときに、子育てに自信が持てない、「誰に相談したらいいのだろうか」という状況があると思います。0歳は88%、1歳は75%、2歳は73%と在宅で子育てする親たちの子育て力を高めるための支援が、必要だと切に思います。

だから、よその自治体では、そのところに目をかけて大事に今から取り組むというのは、関東の方ではもう動いています、0～2歳のあり方検討委員会とかね、だから、今回、この中で、赤ちゃん事業のところの一つ例として挙げておられますけど、これをどう展開していくかというのは、今後のあり方で活かしていただけたらいいと思うのですが、待機児も大事ですし、お家にいる親が子育てに自信を持てない親がたくさんいる、この親達を行政が、どうフォローしていくかという、ここの就学前教育という捉えの中で、大きなスタンスで事業展開、ここって、私は、茨木市として、着目していただけたらと思って、書かせていただきました。

委員長： 市の方の現状としてのお答えとしては、よろしいでしょうか。

C委員： はい、これで大丈夫です。ただ思いとして、背景を、意見として出させていただきました。

各委員： 貴重なご意見ありがとうございました。

B委員： 私も、考えはC委員と同じでありまして、この部分は、私立の保育所も含めて、特に、0歳～2歳、もちろん、保育所側にとっては、その多くは幼稚園の方に就園される子どもさんでしょうけれど、それに対する対応というのは、十分していただきたいし、市立保育所としての役割は大きいかなと、だから、こんにち赤ちゃん事業なんかは、保育所で実施するということと合わせて取り組んでくださっていると思いますけれども、いわゆる園庭開放、所庭開放ですよね、この辺のところ、日常的に、そういう関わりを持っていただきたいなというふうに思っております。

委員長： ありがとうございました。

資料1項番の3番4番については、ご質問というよりはご提案、あるいは、意見に当たるものですが、これらにつきましては、ただ今の説明でご納得いただけますでしょうか。

C委員： はい。

委員長： ありがとうございます。

それでは、前回委員会でお願いいたしました、各委員さんからの今後の市立保育所の機能と役割についての資料に関する意見・提案の内容と市からの回答については、一応了解していただいたということにさせていただきます。

次に、案件の2番目でございますが、民営化基本方針の改定についてという議題に入りたいと思います。

この議題に関連して、資料2、3、4が提出されております。

これが本日の会議の中心的なテーマになろうかと思えます。

まず、改定される基本方針(案)につきまして、全部ではないですが、資料3をベースにして、ここがこう変わったという形で説明をお願いいたします。

事務局： それでは、資料3の新旧対照表をご覧ください。

左の方が現行でございます、右側が、改定する内容となっております。

基本的には、従来の基本方針を継承したいというふうに考えておりますが、これまでの民営化事業の評価結果をはじめ、民営化のプロセスや移管条件などに対するご意見・ご提案に基づきまして、改定(案)を作成しております。

まず、目的につきましては、従来では、保育サービスの充実と今日的課題である地域における子育て支援等を推進するとともに、民間活力の導入を図り、効果的・効率的な保育所運営を目指すということにしております。

今回も、基本的には、同様でございますが、現状を踏まえた内容に修正をしております、今日的課題を踏まえた、公・私立保育所(園)の適切な役割分担のもと、全ての子どもたち及びその保護者に対する支援を推進すること、それと、将来のまちの発展及び財政の健全性の確保を見据えた、より効果的・効率的な保育行政の展開を図るということを目的としております。

適切な役割分担とは、例えば、前回の会議における資料4にあります障害児保育の状況から、公立保育所の機能と役割としての位置づけが必要なもの、また、私立保育園の柔軟性や即応性を活かした延長保育の実施など、それぞれの強みを活かした保育サービスを提供することにより、相乗効果が図られるものと考えております。

また、保育ニーズがそれほど高くはありませんが、実際に困っている

人がいるという現状から、民間で実施するには、採算性の面からも困難な休日保育など、公立が担っていくことも検討しなくてはならないというふうを考えております。

さらに、全ての子どもたち及びその保護者に対する支援の推進、これにつきましては、原則、就学前児童のことを想定しておりまして、在所（園）児童とその保護者はもとより、発達障害も含めた、在宅子育て家庭に対する支援の強化を図る必要があると考えているものでございます。

次に、公立保育所の機能と役割につきましては、前回の会議における資料4にございます「現状を踏まえた今後の考え方」、そして、その方向性としたしまして、5つの項目を掲げておりました。

それを受けて、大きく、3つの機能と役割を有する保育所として位置付けているものでございます。

これまでは、在宅家庭の子どもに対する子育てのセーフティネットとしての役割、地域の子育て支援のネットワーク化の推進、害児保育の実績を継承しつつ、発達障害も含めた在宅家庭における障害のある子どもに対する支援、この3つの機能と役割を有しておりました。

今後におきましても、従来の機能と役割を継承することを基本としておりますが、子ども・子育て分野の取り組みを踏まえた連携など、充実が必要な部分もあると考えております。

そこで、今後の公立保育所の機能と役割としたしまして、一つ目は、地域の子育て支援の拠点施設として、子育て情報の収集・提供、また、子育て支援団体との連携を図り、在宅子育て家庭の子どもに対するセーフティネットとしての役割を担うこととしております。

二つ目は、2頁でございますが、障害児保育を継承しつつ、発達障害も含めた、在宅子育て家庭における障害のある子どもたちに対しても支援するというようにしております。

三つ目は、私立保育園や子育て支援ネットワークの強化、また、子育て支援団体との連携を図り、地域の子育て力の向上を図ることとしております。

なお、保育所の機能としては、保育所保育指針に、その規定がございましたように、児童福祉施設としての保育所、また、子育て支援を行う保育所、これらの機能と役割を踏まえた内容にも配慮しているところでございます。

次に、同じ頁の「3 民営化の考え方」でございます。

これまでは、大きく、2つの考え方を示しており、一つ目は、より効

率的な保育所運営の推進と私立保育園の柔軟性や即応性を活かした、地域で求められる保育ニーズへの柔軟な対応、二つ目は、公・私立保育所（園）の役割を踏まえた地域全体の保育力の向上を掲げておりました。

今後の民営化の考え方といたしましては、基本、継承するというところでございますけれども、大きく、4つの考え方に整理をしております。

一つ目は、これまでの民営化事業の評価結果を踏まえまして、改善策を講じ、より一層、円滑な移行に努めること。

二つ目は、将来のまちの発展、財政の健全性の確保を見据えた、より効率的・効果的な保育所運営の展開、また、私立保育園の柔軟性や即応性を活かした、地域で求められる保育ニーズに適切に対応すること。

三つ目は、公・私立保育所（園）をはじめ、子育て支援団体など、これまでの連携・協力した取り組みを発展させるよう努めるとともに、私立保育園の責務として、創意工夫した保育サービスを提供する中心的役割を担うこと。

四つ目は、行政の責務として、引き続き、保育サービスの水準の維持・向上に向けた支援策を検討するとともに、地域の子育て力の向上に努めることとしております。

これは、民営化の目的、保育所の機能と役割を踏まえた内容でございます。この4つを「民営化の考え方」として、掲げております。

次に、3頁の「4 民営化する保育所の考え方（施設配置）」、「5 民営化する保育所の選定」、7頁の「7 民営化の年次計画」につきましては、先程もご説明をさせていただきましたが、庁内でも慎重に議論をいたしまして、最終的な段階で、ご説明をさせていただきたいと考えておりますので、今は、今後、検討中ということになっております。

次に、「6 民営化の方法」についてでございます。

これまでは、まず、移管の条件として、土地及び建物等がございましたが、5頁の「(3) 現状における保育内容の継続」が、移管条件でございますので、改正分におきましては、そのあたりを整理しております。

また、これらの項目につきましては、民営化事業に関する留意事項等におきまして、委員の皆さまにご意見・ご提案をいただき、整理をしたところでございますので、ご説明は、割愛をさせていただきたいと思っております。

なお、4頁の でございますけれども、本日の資料としては、現在、検討中としておりまして、 については、選考内容等、（仮称）ではございますが、選考委員会において決定する旨を明記したものでございます。

また、5頁の「コ」につきまして、その他必要な事項については、協定書において規定する旨を設けたものです。

さらに、6頁の「保育サービスの充実」につきましては、これまで、保育内容の継続性というものがクローズアップされ、保育サービスの充実が弱いというご意見等もいただいておりますので、保育環境の急激な変化に配慮しつつ、保育サービスを充実できる旨、規定したものでございます。

次に、同頁の「(3) 移管先法人への引継ぎ」につきましては、これまでの検討結果を踏まえ、合同保育の選択、引継保育と合わせ、最低1年以上の期間を設ける旨、規定したものでございます。

次に、「(4) 三者協議会の設置」につきましては、これまでの検討結果を踏まえまして、ここでは、総括的な内容といたしまして、実施要領において、その役割と協議事項を明記したいと考えております。

最後に、「8 民営化基本方針実施要領」といたしまして、これまでの民営化事業の評価結果に基づきまして、今日的課題を踏まえた市立保育所の機能と役割や民営化の方法など、より明確にするため、新たに民営化基本方針の実施要領を策定し、より一層、市としての説明責任を果たすとともに、民営化保育所の円滑な移行及び移管後の適切な運営に努めることとし、実施要領の位置づけを規定したものでございます。

基本方針の改定(案)についての説明は、以上でございます。

委員長： はい、ありがとうございました。

本日、初めて、基本方針(案)の改定の素案が示されたわけでございます。新たに、我々の目に触れることになったのが、1、2、3番の所です。民営化の基本的な考え方や今後の市立保育所の機能と役割、従来、個別に、この委員会で議論してきた内容の反映にあたる部分です。

それから4番、5番、飛んで7番につきましては、また検討中ということで、示されておられません。

それから6番の民営化の手法については、技術的な内容を含めて、この委員会で、最初からこの点を中心に置いて議論してきたものでございます。それらの議論を反映した(案)という位置付けになっております。資料の上で、この点はもう一度ご確認いただきたいと思います。

それから、新たに8番として、基本方針の実施要領という新しい文書が付属するということが示されております。それが資料4として、項目だけが本日は示されております。

まずは資料3に従いまして、従来の基本方針から変わった点、それから変更をもたらした、これまでの当委員会での議論を反映したものに

っているかどうかについて、各委員にご確認いただきまして、まず、修正案に対するご質問や、それから、お考えがまとまっていらっしゃれば、ご提案などを拝聴したいと存じますが、いかがでございましょうか。

一番中心になる議論ということになるかと思えます。

B委員： 1点だけ、ちょっと思ったところなのですが、最初のページの私立保育所の機能と役割というところであります。

現行の部分では、そのところに点を打って2行程の、虐待児童やDVなどリスクのある在宅家庭の子どもに対する子育てのセーフティネットとしての役割を担うという文言がございますけれども、確かに、改正分では、多分そういう部分を含めて、在宅子育て家庭の子どもに対するセーフティネットとしての役割を担うという形でまとめていらっしゃることは思うんですけども、ただ、今、特に大阪は、虐待の問題というのは、ちょっとやっぱり、全国的に見ましても多い所でありまして、その他、色んな精神的な課題を抱えた母親等に対する支援というふうなところと、加えて茨木市でも外国籍の方も少なくないかなと思えます。

もちろん、それは、公立だけでなく私立の保育所も対応していただく必要があるんですけども、やはりただ公立の場合、色んな関連機関との連携、例えば、児童相談所をはじめとして、この連携というのは、公立が得意とするところでありまして、こういう援助を必要とする家庭に対するニーズというのは、やはり将来的には、全体の中でみていくという方向性があると思うんですけども、現時点においては、やはり一般的な在宅子育てのところに含めるのではなくて、やっぱりちょっと、やや配慮を必要とする家庭という意味においては、独立して、一つの項目として挙げてほしいなというのが私の考えであります。

委員長： ありがとうございます。

C委員： 今の意見に関連してですが、公的保育所の大事な視点は、要保護児童とか、家庭の子育てを支援することだと思っております。現在75%とも80%ともいわれる在宅の子どもを支援していくことが求められています。そういう要保護児童等に対して、公立保育所がネットワークの中心的な役割を担うことが、行政としての大事なところと考えています。その意味からも、しっかりと文書化は必要だと思います。

委員長： ちょっと私の方から一点、コメントさせていただきます。2番の公立保育所の機能と役割について、難しい文章なので、分かりにくいという感じが、ご説明を伺って、率直にいたしました。

今後、さらに、市としては、民営化を続けていこうとする中で、それ

であっても、公立の保育所が、最終的に維持していかなければならない仕事というものは、どういうものなのかというのが、分かりにくいかなって感じがするのです。

一応、(1)から(3)まで、3点、示されていて、これは、現行の基本方針も3項目示されていて、だいたい対応するような項目ではありますけれども、さらに民営化を進めるといふ方針を打ち出されるときには、やはりその公立の役割については、ある程度絞って、そこに特化するといふような考え方があるからだろうと思うのです。

それが、もう少し見えるような表現に工夫していただければいいのじゃないかという感じがいたします。

そういう点に関連して、先ほど、委員からも、子どもたちの具体的なイメージの表現に関してご意見があったのじゃないですかね。

それは、1番の目的のところについても同じで、随分、文章が長くなりましたが、説明をさらっと聞くだけでは、目的がどう変わったのかなという気が、やはり率直にしてしまうのです。

この種の文章を変える際には、変えるところは必要最小限にして、例えば、1、2、3のところについては、委員会を通じて議論のあった字句の多少の修正に止めて、大いになるのが4番、5番、7番、それから6番が委員会の議論を踏まえて、多少変更されるという程度ではないでしょうか。

大きく変わるとどうして変わったのかと、やはり疑問を皆さん持ってしまうので、既に、現行分もかなり包括的な内容になっておりますので、手を入れなくてもいい感じがいたします。

それで、変わったところの意のあるところについては、新しく8番として、従来なかった基本方針の実施要領というものを定められるというお考えが示されております。

この実施要領の中に、むしろ1番2番で細かく書かれている内容を、落とし込んでいった方が、基本的にはスムーズなんじゃないかなという感じがいたします。ご説明を聞いて、私が抱いた感想です。

A委員： ああ、何か、新しい方がボケたような気がしますので、この時期として、こうするのだというのが逆になくなって、私立の拠点としてやらなあかんことだよって感じがいたします。

ですから、今、言われて、改めて原文を読んでみると、こっちの方がきっちりとしてあんなふうな感じがいたしました。

委員長： ただ今、1番、2番、3番などに関連する修正について見てきましたが、6番のですね、これまで、技術的な観点から色々ご議論いただき

ました、民営化の手法について、最終的にこれを素案として、新しい基本方針になりますので、以下、実施要領、それから募集要領、それから契約という、一連の作業をするにあたっての憲法にあたる部分として、これまでの議論が正確に反映されているかどうかという点からも、改めて、ご確認をいただきたいと思います。

特に、本日、冒頭にも整理いただきましたが、募集範囲ですね、北摂地方に本部を置く法人に拡大しておりますが、これは資料の4頁、移管先法人の記載が、だいぶ大きく改定されております。

それから、保育内容の継続のところですね、ちょっと順番を変えるなどして、項目も増やされております。

実質的な改定内容でございますので、もし、ご疑問の点などがございましたら、逐一、ただしていただきたいと存じます。

B委員： これはちょっと、表現の順番だけなのですが、4頁の、現行分がで、移管先の決定は保育目標、保育内容、サービスの向上、つまり、保育の内容の方が先にきているのです。ところが改正文では、では移管先法人の選定については、先に、応募法人の経理状況をはじめ、保育目標及び内容、保育サービスの充実など、総合的に評価して、選考するという形なのなのですが、やはり私は、ここはですね、やはり設置し、まず、その保育目標や内容、保育サービスの充実度、こちらが先にきて、これに加えて、応募法人の経理状況等を総合的に評価し、選考するというのではないかなというふうに感じますけれども。

C委員： そうですね。

委員長： 上の のところはいかがでしょうか。

ここが、現在、検討中になっていますが、内容がこれから変わると思っていますので、この機会に、この表現でいいかどうか、ご意見を賜ればよろしいかと思えます。

北摂地域に法人本部のある社会福祉法人とするということになっていて、北摂の中に茨木市も入りますので、茨木市内に法人本部を持つ法人については、従来どおりということ。ここでは、この限りではない、児童福祉施設を経営していなくても良いというニュアンスになっています。社会福祉事業をやっていけばいいということで、これは、実質的に変わらない訳ですが、このような表現で、これまでの議論が集約されている。

北摂地方とは、何かということが、恐らく、新しく定められる実施要領の中で説明されることになるかと思えます。

非常に重要な文章でありますし、詳しく、初めてご説明をいただいた

訳ですので、もう少し時間をかけてじっくり拝見しないと、なかなか意見も、あるいは、質問も出にくいかと思しますので、随時、ご質問やご意見を提出していただくことにしまして、まず、最初に、新しくつくる基本方針実施要領、これは、まだ、項目とイメージに止まりますが、これを、ちょっと、先に説明していただくと、より基本方針の改定についてもイメージが湧きやすいと思しますので、先に説明していただいて、セットでご意見を承りたいと思しますが、よろしいでしょうか。

各委員： 異議なし。

委員長： それでは、先に資料4の説明を、できる範囲で、とりあえず、お願いいたします。

事務局： それでは、資料4ご覧ください。

基本的に、基本方針に基づきまして、その項目をより分かりやすく具体的に詳細な内容を、こちらの方に記載したいと思ひまして、先ほども、こちらの方は、基本方針のルール、基準を定めたものにしたいと考えております。

最初は、項目といたしましては、実施要領の位置付けや目的、適応範囲、適応範囲というのは、例えば、先ほどの年次計画で実際に、民営化する保育所が実際に決まりましたら、適応範囲として、当該保育所というような形で列挙したいというふうに考えております。

民営化の目的等につきましては、ここからが基本方針の内容になっておりまして、それぞれ民営化の目的、保育所の機能と役割、5番につきましては、以前の市立保育所の機能と役割についての考え方、整理をさせていただきました内容を、こちらの方に今日的課題も踏まえまして記載をしたいというふうに考えております。

それと、これからの市立保育所の機能と役割につきましては、同じく、本来の考え方に基づきまして、現状を踏まえた今後の考え方という部分でございますとか、そういうものをこちらの方に記載をさせていただければというふうに考えております。

7番以降につきましては、全く、基本方針に基づく内容となっております、7、8、9、それと民営化の方法も新旧対照表でご覧いただいております素案の内容を、もう少し詳しく、説明した形の内容にしたいと考えています。

それと、11番、年次計画、移行後の市の責務ということで、具体的には、もう少し詳細に記載できればということ考えておりまして、中を開けていただきますと、2頁から5頁まで、少し具体的な例をこちらの方で記載をしておりまして、1、2、3は、実施要領の位置付け、目

的、範囲、4番から9番は省略しておりますけれども、10番の民営化方法につきましても、黒い部分が、基本方針に記載される項目で、その後、少し詳細なルールといえますか、基準を記載させていただいております。

それと、なぜ、こういうふうになるかというような理由につきましても、これまでの外部検討委員会でご意見をいただきました内容を踏まえ、理由についても、こちらの方に記載させていただきたいというふうに考えておりました、他の部分については、同じような対応になっておりますので、こういう形で、基本的なルールと言いますか、基準を定めたいと考えております。以上でございます。

委員長： はい、ありがとうございました。

今回、新たに、こういうものをお作りになったという背景、並びに主旨ですね、2の実施要領の目的というところからある程度窺うことはできるのですが、それを端的に言うと、どういうことなのでしょう。

河井部長： はい、行程として正文化する分につきましては、資料に書いてある形になるのですが、何故こういうことを考えたかと申しますと、一定、前回、18年の基本方針がございまして、それに基づく8保育所の民営化、それについての事業評価というのを実施させていただきまして、色々なご意見をいただきました。その検討を踏まえて作ろうとしているものでございますので、そういう繋がりがきちっと説明責任を果たすような形で残るようにということと、それを明文化することによって、基本方針における移管化の考え方というものが、実現できるというふうに考えております。

したがって、基本方針中の内容につきましては、この委員会で、説明用の資料として、配付させていただいたもの、それからこの事業評価の記載に対する留意事項、こういったものの、今後の方向性とか、そういったあたりから集約したものになると考えております。

委員長： ありがとうございました。

民営化を巡って、この委員会をはじめ、様々な議論があったこれまでの経緯について、積極的に市としては、情報公開して説明責任を果たしていきたいと、こういう趣旨からでございます。

ただ、内容につきましては、ごく簡単に、項目立てだけご説明いただきましたように、まず、資料2及び3の新しい基本方針案についての議論が、先になりまして、その内容が、だんだん固まってきた段階で、自動的に実施要領の記載の内容も明らかになってくるものと思われるので、まだ資料4について、この場で具体的なご意見やご質問という段

階ではないかと思えます。

それから、最終的には、これからの民営化については、基本方針があって、そして実施要領というものもできて、出来るだけ、その他の議論は公開していくと、こういう一連の手続きが明らかになったかと思いません。

それを前提にして今日は、残りの時間で、資料2及び3について、まだまだ、議論の余地があると思えますので、残された時間で、1番から順番に少しずつ見てまいりましょうか。

なかなか全体を通して、意見を求めるのは抽象的で、発言もしにくくかろうかと思われまますので、一応、1番の目的のところから、新旧対照表に沿ってご覧いただきまして、こういうふうに目的が変わるということについて、どのようなお考えをお持ちでしょうか。

特に、変更にあたって、強調された点はどこになるんでしょうか。庁内の議論では。

秋元課長： 財政の健全性の確保というところがありまして、目的とかいうことではないのですが、将来のまちの発展及び財政の健全性の確保という並列になっておりますけれど、これも捉え方なのですけども、財政の健全性の確保は、これが基礎であって、まちの発展も、また、住民サービスも、安全安心も、全てが財政の健全性の確保が必要になるということなので、並列ではなくて、将来のまちの発展という言葉は唐突的な意味もありますので、そういう表現を工夫したいと、財政課の立場から思います。

委員長： 変わり得るということですね。

秋元課長： そうです。後にも出てくる表現もありますので。

委員長： この表現で固まったという訳ではなくて、また、庁内で議論を重ねる中で、もう少し、変わり得るということですね。

平成18年の基本方針では、厳しい財政環境の中にあってという言葉があった訳です。それを健全化しようという姿勢を示す文言に変わっておりますけども、最終的な案は、まだ、もう少し検討の余地があるということになりました。

C委員： 18年の基本方針では、目的の2行目ですけど、公、私立保育所（園）の役割分担と公立保育所の機能と役割を明確にするという言葉で、機能と役割というあたりが、先ほど出ていた、大事なところかなと思うんですけど、こちらの改正分を見ましたら、公・私協調した保育サービスの提供はもとより、公・私立保育所の適切な役割分担のもってという、役割分担も大切だと思うんですけど、やはり公的な機能という部分も、大

事なところっていうのが、先ほどね、問題提起がありました、なんか、こう市立保育所がどういう機能を果たすんだっていうね、行政は、色々なサービスとか、色々な形のリーダーであらねばならないかなと思うのです。

その時に、この言葉っていう意味がとても大事なところかなと思うので、その辺、ちょっと、改正分では機能っていう部分が改正されているので、少し説明をお願いします。

委員長： このように変わった、庁内での議論をご紹介ください。

C委員： そうですね。機能っていう部分を大事かな、私は、残して欲しいというのがあります。

委員長： 公立の機能と役割について、もうちょっと、はっきりと書いた方がいいんじゃないかということですかね。

C委員： そうですね、協調という部分と、確かに、役割分担という意味合いはよく分かるんですけど、公的機能って何なんだっていう、その辺のとらえ方が大事かなと思いました。

委員長： それは、2番の項目で書いていますけど、目的の中に新しい2番の内容がどのように反映されているかということですね。

河井部長： 何故、抜いたのかということだと思えるんですけども、逆に言いましたら今、今後の構成の中で、大きな2番として、機能と役割を謳うという、現行の基本方針にもあるのですけれども、機能と役割の課題を踏まえて、進めていこうということをしている訳でして、その上において、目的のところ、その表現が改めて、冠としているのかというのを考えた場合、次の項目で市立保育所の機能と役割を規定しており、再度、目的のところ、謳う必要はないのではないかとあたりから、目的からは削除したものです。

委員長： 将来のまちの発展というのは、今回、新しく加わった、新しい視点ですね。保育行政、保育所の展開、まちの発展、もちろん、それは関係がありますけれども、基本方針のトップにもっていき、目的として入ってくるという点については、どういう議論があったのでしょうか。

河井部長： ちょっとその、確かにまちの発展というあたりが、財政課長からもありましたけれども、やはり、一定、今後、今、この待機児童の状況で、これに関しては、解消しようと思えば、更なる定員増、また、その定員増の設備投資、それから、その後の、いわゆる運営経費、これは当然、かなりのものがかかってまいります。

そういった面も踏まえての、部分的に考えていけないといけない、そういう趣旨で入れさせていただいたものです。

委員長： 他の委員からは、いかがでしょうか。

私の感想なのですが、現行の平成 18 年の基本方針は、大変、良くできた文書でございまして、非常に簡潔で、あらゆる要素を盛り込んでいて、ある程度の状況の変化にも十分対応できるような、非常に優れた文書だと思います。

だから、あまり変えない方がいいかなというのが、基本的な発想なのですが、その中で、例えば、資料 3 の 3 頁、現行分 4 のところで、施設配置、ここで民営化する保育所の考え方のところ、最後の部分、ただし書きがあって、当面 8 か所とするということが示された後、「ただし、今後の社会経済情勢や保育所を取り巻く環境等の状況によっては、総合的に判断し、民営化する保育所を追加することとする」というような一文があって、最初の平成 18 年の計画段階では、8 か所ですけども、その計画期間中であっても、状況変化があれば民営化を拡大するということも含まれていた訳です。

それで、最初の計画は終了しましたので、この条項が発動されることはなかった訳ですが、今の時点に立ってみると、市の方向としては、民営化をさらに継続していこうとしておられる。

つまり、基本方針の発想は状況変化ですね、社会経済情勢とか保育所を取り巻く環境の変化があれば、十分に、平成 18 年の時点であっても 8 か所に止まらずに民営化を拡大するという発想も含まれていた訳です。そうすると、単純な発想ですけども、第 1 段階の民営化が終わった後で、茨木市の社会経済情勢の変化や保育所をめぐる状況の変化を考えると、それはどういうことがあったか、それは事業評価書の中の結論の部分がそれにあたると思うのですが、一つは、前回の資料に出ていましたけれども、待機児童数も非常に増えていると、それから在宅で配慮を必要とするお子さんもいるという状況になっているというのが、保育需要の高まりという環境変化ですね、2 番目に、先ほども、部長さんからご指摘がありましたように、だったら、保育所を公立でどんどん増やしていけばいいという考え方もありますけれども、財政事情、将来の少子化を考えると、拡大することが適切かどうか、必ずしもはっきりしない。

つまり、厳しい財政事情というのが 2 番目にある環境の動きだと思います。

3 つ目に、そのように需要が増えながらも、財政的にはそれを支えきれないという状況が全国共通ですので、国のレベルでは、子育て新システムとかですね、新しい試みが示されています。

このように需要が拡大、財政の制約、それから保育をめぐる新システムの検討というような環境の中にある訳です。

そういう状況の変化の中で、こういう変化があるから、民営化を続けていくのだというロジックが、目的の中で示せれば、非常に説得力があるのじゃないかと思います。

どこをどのように修正すればいいかという段階にまで、まだ、考えをまとめるところまでいっていませんが、全体の、市のお考えになっている全貌に近いものが、明らかになりつつある段階で、私が資料を読ませていただき、説明を伺ったところでの感想程度のもんですけど。

こうなっていくざるを得ないというような、民営化がさらに必要なのだという説得力がもう少し、改定基本方針案の中に示せるのじゃないかなという感じがいたしております。

B委員： 私も、今、委員長がご発言された内容、そのとおりですね。

先ほど、民営化基本方針実施要領を作ることが一つの意味として、説明責任、アカウンタビリティということをおっしゃいましたので、そこでも合致しますので、そういうところが少し入ってくると、前回の基本方針が、今回の基本方針につながっていくというところがはっきりと理解できるかなと思いますね。

委員長： これは、今日の委員会が終わってから、少し、また、お考えいただきまして、修正案の形でも結構ですし、あるいは、もう少し抽象的なご提案でも結構ですので、後ほど文書で出していただくような進め方にさせていただきたいと存じますが、とりあえず、この委員会では2番目の市立保育所の機能と役割の項目については、修正案、先ほども議題にして、今あるところについては、ご説明いただきましたので、各委員さんからの感想なり意見を続けて伺います。

項目は3本立てなのですけれども、こういう機能と役割が、これからの市立保育所に求められるという非常に重要な文書になっています。

2番と3番は連動しているのかも知れませんね、2番は、公立のあり方、3番は民営化の考え方、すなわち、私立の保育所がどういう役割を果たしていくのかということですので、連動するかも知れません。

2番と3番のところ合わせて、お読みいただきまして、感想、あるいは、ご意見がございませうでしょうか。

特に、3番の民営化の考え方については、だいぶ記述が増えて、4項目に整理いただいております。

A委員： 2番につきましては、私立保育園の立場からして、(2)の子育て家庭の障害は民間では難しいかなと思いますが、その他は民間でもやっ

ことでありますので、現行の方が鋭く書かれているかなと思います。

委員長： 在宅子育て家庭における障害のある子どもに対する支援というのが、公立の非常に大きな役割ということですがけれども、強調が弱いということですかね。

A委員： 他にも、公立でやれることがあるんじゃないかと思います。

委員長： それから、子育て支援ネットワーク化の記述については、新しい改定案でも2か所、ニュアンスとしては、これは、大体、完成に近いという前提で、後は、もうネットワークを張っていくことについては完成していて、新しい基本方針では、これを使っていくというニュアンスになっているのですね、連携しながらということで、それらが2か所に出てきていますので、(1)と(3)です。

ネットワークを張るところについての公立の役割は、ほぼ完成に近いというニュアンスの内容ですね。もし、項目の(1)、(2)、(3)にタイトルを付けるとすると、特別の支援を必要とする子どもの家庭に対するセーフティネット、それから障害児、それから支援ネットワーク、3項目で、それはあまり変わっていないということでしょうか。公立の役割として、ちょっと乱暴なまとめ方ですがけれども。

A委員： ここで申し上げる意見かどうか、分からないのですが、子育て支援のネットワーク、私立の園のアピールと言いますか、目的と言いますか、それがよく通じていないようで、ここへ参加させてもらった私は、改めて、これは、これを狙っていたのかと思うようなことでもありまして、もう少し、私立保育園連盟の方に目的と、と言いますのは、色んなこの虐待とかの色んなチームがありまして、ややこしくなっておりまして、その中の一つくらいにしか思っていないくて、これをもうちょっと強調された方がいいかなという気がいたしました。

これは、民間の方をお願いしたいかなと思うのですけれども。

出来上がっているというより、ちょっと、私立の方では疑心暗鬼になっておりまして、まだ、どっぷりと入っていないような状態です。

委員長： 現行の基本方針では、ネットワーク化を推進するというところまではまだ、ということですかね。

C委員は、どうでしょうか。

C委員： 保育ニーズというところで、延長保育、一時保育、休日保育とか、特別保育事業ですよ。

従来8か所というあたりのポイントでは、民間がそれを担っていくという形で提示されてきたと思うのですね。

今後、その地域の子育て支援の拠点施設としてというあたりは、もの

すごく公的な部分で大事なところで、保育サービスという部分が、もちろん民間で、予算からみて、色々あるとは思いますが、公的な部分でのニーズのあり方というのですか、このあたりを何か、バランスですか、そういうあたりは、どうなんかなというの、ちょっと教えていただきたいなと思いました。

委員長： 地域の子育て支援の拠点施設としてというからには、相当の数を公立で維持しないといけないというニュアンスが出ますけれども、それはこれから年次計画で、何か所くらいが、新たな民営化の対象になるかということとも絡みますけれども、率直に言うと、民営化を続けるということは、公立の役割は縮小し、民間の範囲が拡大するというような意見になるかと思いますが、縮小しつつも、機能を低下させて残していく、それがどんな役割なのかという議論なのだろうと思うのです。

河井部長： ちょっと、そこら辺で言いますと、この、子育て支援の拠点施設という表現、少し工夫があったらというのがありまして、保育所、公の保育所だけで拠点施設を担っていくという考え方では、当然ありませんでして、その辺、私立の保育園も、逆に、拠点になっていただいている保育園もたくさんございますし、また、支援課の方で所管しています「つどい」、そういう拠点施設もあります。そういう中の位置づけとしての意味合い、それと、そのネットワーク化の中で、そういう機能を果たしていく、そういう考え方ではあるのですけれど、ちょっと、表現の点で問題があるのかなと、検討いたします。

委員長： それから、3番の民営化の考え方のところでですね、現行の基本方針では、二つ目の点のところ、私立保育園は保育サービス提供の中心的役割を担うと、それで、行政はサポートするということが書かれていまして、これが民営化にとって非常に大きな根拠になっていたんじゃないかなというふうに思うんですが、新しい3番のところでは、公私を比べて私立が中心かどうかということについての記述はなくなっていて、(3)に私立保育園の責務として、創意工夫した保育サービスを提供する中心的役割を担うと、創意工夫した保育サービスは公立も担わないといけない訳ですよ。その辺の表現はどうかなという気がいたしますが。

そして(4)、行政の責務として、民営化の考え方ですから、行政の責務は、ここにあってもおかしくはないのですけれども、これは公立の保育所というよりは、保育行政の責務ですかね。

B委員： 最初、私が、いわゆる配慮を必要とする子ども家庭への支援というふうなところを申し上げましたけれども、そういうところで、後半の家庭

や地域の様々な社会資源との連携を図るといふ委員長が読まれたところに書いてあります。

だから本当に、例えば、虐待の可能性のある在宅の親の場合だったら、保護者が希望しなくても、保育所に入所させることができる訳ですので、ただし、そのような子どもさんは、市内にいくつかある公立の保育所で、きっと、子ども、親に対するフォローをしていただきたいというふうに思いますので、特に、その辺は、地域にある子ども家庭支援センター他、色んな社会資源との連携というのは、公立保育所の方が非常に円滑に進めやすいところがありますので、これに書いてあるところとしては、私としては理解が出来るというところであります。

ただ、繰り返し申し上げますが、市立保育所の機能と役割というところでは、そういう配慮を必要とするというところはちょっと含めて欲しいなというのは、最初に申し上げた意見です。

委員長： その方が、イメージしやすいですね、公立の役割として。

A委員： 民間では、しにくいというか、スタッフもたくさんいるし、経費もたくさんかかる訳ですので、そういうふうに言っていただくと分かりやすいです。

委員長： そういう公・私の役割分担というのは、現行の基本方針の時代からあまり変わっていませんよね。今回の24年の基本方針で、ここがより先鋭化した問題になってくるという認識であれば、そういう表現になると思いますけれども、最初の感想に戻りますけれど、その重要性は、既に、平成18年の基本方針に含まれている部分ですよ。大きく変えなくてもいいと思うのですよ、一貫して、重要性が高く、かつ、それは、基本方針に書いている部分ですよ。

1、2、3番のところまで、合わせていかがでしょうか、最初の基本的な思想の部分ですけれども、思想がこう変わったので、民営化を継続するのだというのが読みとれば、説得力がある訳ですが。

C委員： 資料3の改正分の、現行分もそうなのですが、障害児保育のところ、「在宅子育て家庭における障害のある子どもたちに対しても」というこの「も」ですよ、確かに「も」となるけれども、「子育てに対して支援する」だけでもいいのかなと思いますがいかがでしょうか。

「も」というのが、どうしても後でいくみたいな感じじゃなくて、在宅の子も大事というあたりの観点であれば、どちらも大事かなって思うのです。

委員長： それでは、もう少し議論の範囲を拡げまして、4番5番は、今後の検討に委ねられます。

6番の民営化の方法については、これまで、色々と細かく議論してきたところでございます。留意事項等、この部分を巡って、細かく確認をしながら委員会を進めてまいりました。

結論が活かされた改定案になっているかどうかという視点で、再度確認いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

留意事項等の段階で大きく変わった点は、募集先、募集範囲、それから移管の条件、無償貸与のところ、多少、有償の検討ができる余地を拡げておくということ、あとは健康診断のところとか、保育士の年齢構成などについて修正がありました。

そういった点を反映した内容になっているかということですね。

細かい点は、これから、実施要領や募集要領のレベルでも規定していくこととなりますので、本当に基本方針という基本的な事項として、こういう記述でいいのか、どうかですね。

B委員： よろしいのではないですか、特に意見はないです。

委員長： 特に、有償化についても、検討できることとするという記述が資料にありますけれど、5頁の一番下のところです。よろしいですか。

A委員： 大変、困りますけれども。

委員長： 最後の段階で、文言は修正すればいいと思いますが、応募がしやすいような表現、かつ、約束違反にならないような表現に変える余地があるのではないのでしょうか。

実際に、応募しようとする法人の方にとっては、考えどころだと思いますので、工夫が必要だと思います。募集の条件が遡及して変わってしまうということですよ。

「有償貸与、譲渡についても検討できることとする」というのは、協定でいったん無償としたものを、協定の当事者が随時相談して、有償化するという意味でしょうか。

B委員： 将来的にはというふうに書かれていますので、もう契約結んでしまったら、あくまで無償で、その先、また、幾つかの保育所を民営化されていくときに、場合によっては、そのときから有償を導入することもあり得るということですよ。

委員長： 仮に言えば、第3期の民営化の時点から、ということでしょうか。だから、今回、民営化するところの更新の際には、また議論して、有償化もあり得るということですよ。いったん協定を結んでしまうとずっと無償という訳ではないですよ。

副市長： 3年ごとの更新ですので、具体的に何年というのは考えていないですが、市民の共有財産ですので、そういうことも想定されるというような

内容です。何年経ったら有償にするとかいうことも、具体的に可能になってくるといことです。

ただし、将来は、必ず有償で貸与するというようなことではなく、今の8か所の分も含めて、そのような可能性も視野に入れて、検討しなければならない時期が来るのではないかということです。

A委員： これは今、国で議論している新システムが導入される時などでしょうか。

副市長： それもありますし、すべてこれ、今、土地の方は有償という形になっていますので、そういうのは、果たして、将来的に良いのかどうか、これは、内部でも検討していかないといけないことですので。

委員長： 一旦、無償にしているものも、更新の時期が来た時点で、状況を勘案して、当事者同士がお話になるということで、この議論があって、将来は、有償化を検討しなければならないというのは委員会の結論でしたが、基本方針に入れる際には慎重を要しますね。

副市長： 応募しやすいように、どのような形で、表現するかというのはもう一度、検討します。

委員長： 基本方針に入った方がいいですか、こういうことは、やっぱり初めに出しておいた方が、実施要領も今回は作られる訳ですので、そういうこともあって、現行の基本方針を大きく変えることはどうかという感じもするのですけど。

副市長： ここに盛り込むかどうかも含めて、検討させていただきます。

委員長： 有償化があり得るといことであれば、初めに、はっきり決めないといけないと思うのです。議論は確かにあったのですけれど、私は、これがこのまま表現されるとは思っていなかったのです。

土地については、有償貸与とする。ただし当分の間は、市当局と応募者とが相談して、当分の間は無償とする。そうすると約束違反にはならないですね。無償にしておいて、後で、更新の時期とかに有償化するというのは、ちょっと約束違反かなという感じがして、応募するのに、少し、気が重くなるのではという気がするのですが。

その他の提案につきましても、順番の入れ替えなどもございます。

実質的内容は大きく変わっておりませんが、順番の入れ替えなどで、項番の再編成など、整理をしていただいております。

それから、資料3の6頁の移管先法人への引継ぎ、三者協議会の設置についても、項目は全く一緒ですけれども、内容については、少し、これまでの委員会での議論を反映して、少し詳しく説明責任を果たすという趣旨で、記述が追加されております。

ご確認いただきたいと思います。

A委員： 条件の アなのですが、保育士の配置基準なのですが、今、民営化を終わろうとしている点なんかも議論しているところですが、市の配置基準と書いているのが、この解釈が、公立の配置基準と国の配置基準、私立は国の配置基準でやっているものですから、市の配置基準と言われると民間も全部入るのかなと。

委員長： 現行の基本方針の市の配置基準ですね。

河井部長： 前回の 18 年の基本方針の内容と変えておらない訳でして、これについては、前回の取扱いと全く変えないという事項でございます。

A委員： 前回から議論しているところでして、5年間終わっても、市の配置基準と言うのであれば、継続されるのではないのという、議論をしてきている訳です。

委員長： 加配の伴う市の基準ということで、実際に運営されている訳ですね。

河井部長： 5年間につきましては。

委員長： 取扱いは改正案でも変わらない訳ですけども、実質的に内容に問題があるということですね。

A委員： そうです。

河井部長： それは、全体として議論が別にある訳でして、それについては、全体として、まとまった保育現場で検討させていただくということで、お願いをさせていただき、ご認識していただいていると考えています。

A委員： 今までの議論として、今後、書かれるのなら、現在の公立の基準として出されると、問題はないかと思えます。

委員長： これまでの委員会の中では、私立の柔軟性、機動性を活かすのが民営化の趣旨だったという議論がありまして、その点については、評価の際に、まだ、これからの課題とされた記憶もございましたので、あとは、その点について、移管を受けた法人がやりやすいようにという配慮を実施要領とか、募集要領とか、協定書とか、そういう段階でも、引き続き、議論されていくことになろうかと思えます。それは、基本方針の中での記述に限って見た場合には、委員会での議論が反映された内容になっているでしょうかね。

非常に重要な資料をお示しいただきまして、まだ、間もありませんので、各委員の皆さんも、ゆっくりとお読みになって、考えをまとめたいところもあるのではないかと思いますので、今日のところは、まだ、お示しされているものについて、具体的な修正を加えて、決定するというところまでは至らないかと思えます。

市の方でも、もう少し、内部で検討していただいて、修正をかけると

いう部分もあると思いますので、本日の委員会では、まだ、決定というところまでは控えておこうかと思います。

まだ多少、時間がございますので、イメージにとどまりますけれども、資料4も含めて、この際、ご質問すべき点、コメントすべき点がございましたら、承りたいと存じますが、いかがでしょうか。

示されている改定案が、これによろしいということであれば、もう少し、詳細にご意見を伺った上で、決定してもいいのですけれど、もう少し、考えたいというご意見は、ございませんでしょうか。

B委員： 幾つか、意見を申し上げましたけれども、それ以外のところは本質的には、これで問題はないと思います。

委員長： それでは、今日の各委員からのご意見も含めて、少し修正をしていただいて、また、改めて、それを次の委員会で確認していただくということにしたいと思います。

それで、もし、今日、この場でご発言いただいた項目以外に修正案などがありましたら、次回、委員会の前までに、事務局の方に提出していただいて、それをまた、取りまとめていただくということで進めさせていただこうかと思いますが、いかがでしょうか。

各委員： 異議なし。

委員長： それでは、今後の予定など、事務局の方から、連絡事項がございましたらよろしく願いいたします。

事務局： 本日は、貴重なご意見など、ありがとうございました。

次回の委員会の日程につきまして、調整をさせていただきたいと思えます。

つきましては、1月の下旬から2月の中旬にかけてというふうに考えております。

開催日ですけれども、1月30日、2月6日、2月20日、それぞれ月曜日でございますけれども、各委員の皆さま、ご希望はいかがでしょうか。

各委員： 2月6日で、よろしいのではないですか。

事務局： それでは、2月6日、午前10時から、この場所で開催をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

また、次回の会議におきましては、茨木市の「茨木市保育所民営化基本方針(案)」とともに、実施要領(案)についても、お示しをさせていただきまして、ご検討いただきたいと思いますと考えております。

基本方針案と同様に、実施要領の案におきましても、資料4の8、9、11、民営化する保育所の考え方(施設配置)民営化する保育所の選定、

民営化の年次計画などにつきましては、慎重に検討を要する事項と考えておりますので、今後、庁内検討委員会におきまして、十分に検討いたしまして、また委員会において、ご説明をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

委員長： それでは、次回は、2月6日、午前10時から、恐らくこの会議室でということになるかと思えます。

本日はお忙しい中、各委員さんにはご参集いただきまして慎重なご審議ありがとうございました。

これをもちまして、本日の委員会を終了させていただきます。

ご苦勞様でした。ありがとうございました。